NEWS

「社会を明るくする運動」法務大臣メッセージ伝達

みんなで作る 明るい社会

メッセージを伝達する中田優愛（ゆりあ）さん（中央）

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を目指す「社会を明るくする運動」。7月2日、久慈地区保護司会（柏木睦夫会長）は同運動の強調月間に合わせ、関係団体など約30人と市役所を訪問。市民ホールで谷垣禎一法務大臣からのメッセージを山内隆文市長へ伝達しました。

伝達式に先立ち、夏井中学校生徒会の中田優愛（ゆりあ）さん（3年）、大柳快晴（かいせい）さん（3年）、古屋敷琴乃さん（2年）に柏木会長から一日保護司の任命書が授与。3人は引き締まった表情で受け取っていました。

続いて行われたメッセージ伝達式では多くの市民が見守る中、一日保護司の3人がしっかりとした口調で大臣のメッセージを読み上げ、山内市長に伝達。再犯者や刑務所に入所する受刑者の再入所率が上昇傾向にあることを課題に挙げ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現には地域住民の理解と参加が欠かせないことを訴えました。

メッセージを受け取った山内市長は「いろいろな年代で更生・保護の考え方を共有していくことが必要です。経験したことを仲間に伝えながら、みんなで非行・犯罪のない明るい社会を作っていく活動をしていきましょう」と参加者に呼び掛けました。

メッセージ伝達後に記念撮影をする参加者

NEWS

高齢者などを見守る協定、いわて生協と締結

安心の地域づくりへ連携

市といわて生活協同組合（飯塚明彦理事長）は6月20日、高齢者などの見守り活動に関する協定を締結。同生協から4人が出席し、協定書への署名が行われました。

締結を終え、山内隆文市長は「市の課題でもある一人暮らしのお年寄りや災害弱者の安否確認の助けとなる取り組みに感謝します。互いに連携し、効果があるものにしていきましょう」と呼び掛けました。飯塚理事長は「高齢化が進む一方で、近所のつながりは弱まっています。見守り活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりに貢献していきたいです」と今後への抱負を語りました。

協定書を手に記念撮影をする山内市長と飯塚明彦理事長（右から2番目）ら

同生協では、配達車両には見守り活動を行っていることを記したステッカーを掲示し、住民に周知します。

各家庭を訪問した時に、配達した商品がそのままになっていたり、郵便受けに新聞や郵便物がたまっているなどの異変を配達員が見つけた場合、福祉事務所に連絡します。また、現場の状況から緊急性が高いと判断した場合は、警察や消防へ通報。昨年は配達中に、盛岡市と二戸市で倒れている人を発見し、3件の通報を行っています。

協定は盛岡市に続き県内で5例目。同生協では今後も他市町村との締結を進める予定です。

活動の拠点となる、いわて生協久慈センター

額縁形の記念碑を除幕する関係者

長内中に記念碑建立

「可能性への挑戦」心に刻み頑張る

長内中学校（関根正彦校長）が平成19年度に実施した校舎の移転と、創立60周年の記念事業の一環として、記念碑を建立。6月21日、全校生徒294人や関係者が出席して記念式典が行われました。

事業を企画した同校同窓会の一沢明男会長は「記念碑の文字は生徒の皆さんに最も贈りたい言葉。心に刻んでほしい」と期待。生徒会長の小倉環（たまき）さん（3年）は「刻まれた言葉に恥じぬように長中魂をさらに発展させます」と今後の頑張りを決意しました。

NEWS

久慈地区斎場が使用開始

問久慈広域連合衛生課　☎66-9090

施設使用料を改正

施設・設備の老朽化などにより、久慈広域連合（山内隆文連合長）が夏井町鳥谷地区に整備を進めてきた久慈地区斎場が完成。8月1日から使用を開始しました。これに伴い、大川目町の旧火葬場は7月31日で閉場となりました。

同連合では同斎場の使用料を下表のとおり改正しました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

新たに建設された久慈地区斎場（7月16日撮影）

区分		単位	使用料 ※市町村住民	使用料 その他の者
遺体	大人（小人以外）	一体につき	10,000円	50,000円
遺体	小人（満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるもの）	一体につき	7,000円	35,000円
死産児		一体につき	5,000円	25,000円
身体の一部、胎盤など、改葬		一件につき	5,000円	25,000円

※市町村住民とは…遺体の場合は死亡時の住所、死産児の場合は父母のいずれかの住所、身体の一部や胎盤などの場合はその人の住所、改葬の場合は改葬許可を受けた人の住所が久慈広域管内にある人のこと。

NEWS

障がい手当の現況届

問社会福祉課　☎52-2119　山形福祉室　☎72-2143

届け出は毎年必要

障がい関係の手当を受けている人の現況届の受け付けが、8月12日(月)から始まります。

手当を受けるには一定の要件があり、世帯や所得などの状況を確認するため、毎年1回、現況届の提出が必要です。**届の提出がない場合は手当を受けられません**ので、忘れずに手続きをしてください。

平成25年1月2日以降に久慈市に転入した人は、前住所地の所得証明が必要です。

日時と手当の種類

受付日時と会場、手当の種類は次のとおりです。

▼受付日時…8月12日(月)～9月10日(火)の平日　9時～17時

▼受付会場…社会福祉課（市役所1階）、山形福祉室（山形総合支所）

▼手当の種類

○特別児童扶養手当…身体または知的・精神に障がいのある人（20歳未満）を養育している人に支給します

○障害児福祉手当…身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で特別の介護を必要とする人（在宅・20歳未満）に支給します

○特別障害者手当…身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする人（在宅・20歳以上）に支給します

※新たに手当の支給要件に該当すると思われる人は担当課にご相談ください。

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当は、父親または母親のいない18歳以下の子どもを育てている人などを支援する手当で、毎年1回届け出が必要です。忘れずに手続きしてください。

受付場所	受付期間
子育て支援課（市役所1階）	8/5(月)～30(金)
山形福祉室（山形総合支所）	8/5(月)～9(金)

▶受付時間…平日9時～17時

▶持参するもの…①手当証書　②印鑑③健康保険被保険者証

問子育て支援課　☎52-2169

問山形福祉室　☎72-2143

資格取得を支援

ひとり親家庭の母または父などが、資格取得のために専門学校などで勉強する場合、次の支援が受けられます。

▶高等技術訓練促進費…月額7万500円または月額10万円

▶教育訓練給付金…対象講座の受講料などの20%

問子育て支援課　☎52-2169